

2 関連する外務省公電

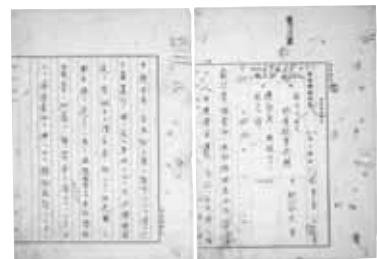
12点

● 電報第 22 号 昭和 15 年（1940 年）8 月 16 日

松岡外務大臣発 在カウナス杉原領事代理宛 「避難民の取扱方に関する件」

- 明確に避難民に対するビザ発給の制限を求めた電報

・在カウナス領事館から発給されたビザを持参し、日本を経由してアメリカやカナダに向かおうとするリトアニア人の中には、携帯金が少なく行先国の入国手続きも終了していないため、上陸を許可できない者がいるので対応に困っているとして、今後は避難民とみられる者に対しては、行き先国の入国手続きを完了しており、かつ旅費および日本滞在費等の相当の携帯金を持っていなければ、通過査証を与えぬよう要請



● 電報第 67 号 昭和 15 年（1940 年）8 月 1 日

在カウナス杉原領事代理発 松岡外務大臣宛 貴電 22 号に関し（避難民の取扱方に関する件）

- 電報第 22 号（申請物件目録 10 番）への返電
- 電報の原文には 8 月 1 日とあるが、8 月 16 日付電報第 22 号への返電であるため 9 月 1 日の誤りであると理解される
- 米国方面への脱出を目指すリトアニアへ避難中の避難民にとって、カウナスには日本領事館の他にビザを発給してくれる中南米の公館はすぐになく、日本の通過ビザが米国方面出国手続き上の絶対条件となっていることからも、日本の通過ビザは避難民たちにとってまさに命の綱であり、また日本領事館の引き揚げも切迫していることから、彼らの事情は「事情斟酌に値する」としている
- そこで、そのような状況下にある避難民に対して特殊処置として、現段階で行先国への入国許可のない者、旅費の乏しい者に対しても、行先国の入国許可はラジオストック到着までに、旅費は日本到着までに整えることを条件に、「外国人入国令」を拡大解釈してビザを発給していることを明らかにしている

3 杉原ビザの記載があるパスポート

47点

ビザの所在

- 米国（5 団体：日本とは制度の違いがあり、財団等の連邦政府や州との関係についての詳細は不明）

United States Holocaust Memorial Museum (連邦立博物館)、Museum of Jewish Heritage (NY 州立博物館)、Illinois Holocaust Museum and education center (財団設立博物館)、YIVO Institute for Jewish Research (ホロコースト等についてのユダヤ人研究財団)、Florence and Laurence Spungen Family Foundation (財団)



- イスラエル（1 団体）Yad Vashem (国立博物館)

- ポーランド（1 団体）Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Poland (ポーランド外務省 Bureau of Archive and Information Management)

- 個人（14 名 [16 通]）USA : 7 名、Israel : 2 名、Australia : 1 名、Greece : 1 名、Canada:3 名



4 杉原千畝自筆による手記

2点

- 日本通過ビザ発給に至った経緯のみを記述した一枚ものの自筆手記

・1978 年以降に執筆されたもの

・長文手記と概ね重複する内容の日本ビザ発給に至った経緯のみを記述したもの



5 日本上陸後の避難民に関する報告書・記録

2点

- 公信警保局外発乙第 89 号 昭和 15 年（1940 年）9 月 13 日

内務省警保局長発 外務省亞米利加局長宛「歐州避難民に対する査証附与制限する件」

- 内務省警保局長から外務省アメリカ局長宛てに発信されたもの
- 来日避難民の中には行先国未定、ないしは十分な旅費を持ち合わせていないにもかかわらず、そのまま日本への居座りを画策する者がいるので注意を要する旨、記されている